

【発行】上落合中央・三丁目地区まちづくりの会
事務局：新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課

『まちづくりガイドライン』を改定します！

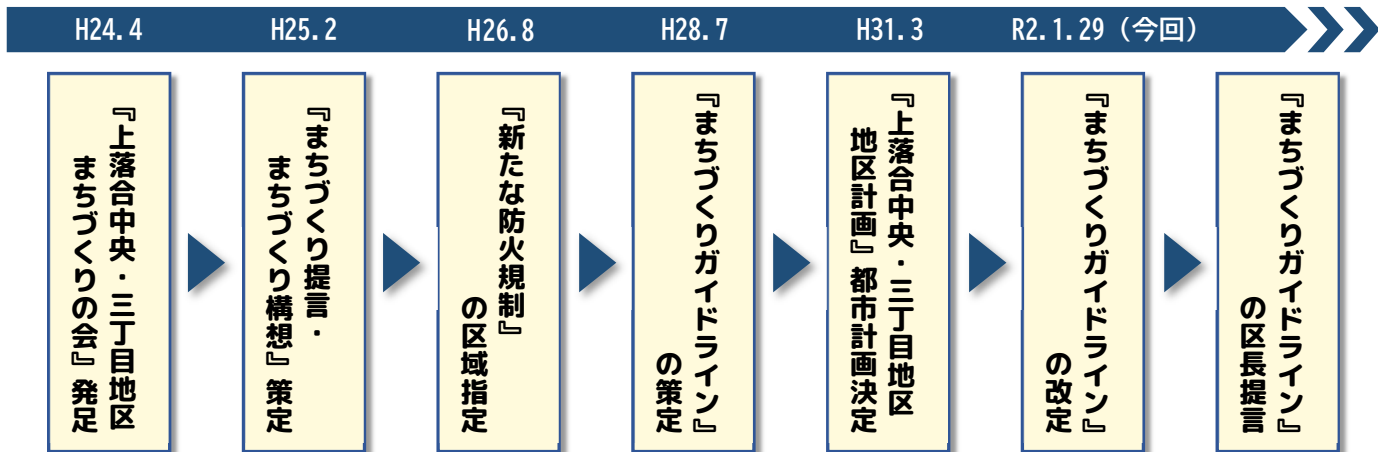
日頃より上落合中央・三丁目地区まちづくりの会の活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。まちづくりの会では、地域のみなさまと共に、地区の防災性や住環境の向上を目的とした活動を続けております。

令和2年1月29日のまちづくりの会では、令和元年11月から12月に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、「まちづくりガイドライン」を改定したいと考えております。なお、まちづくりの会の開催は、今回が最後となります。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

上落合中央・三丁目地区 まちづくりの会

日時	令和2年 1月29日(水) 午後7時～8時半	
会場	上落合地域交流館 (新宿区上落合 2-28-8)	
対象	地区内にお住まいの方、 土地・建物の権利をお持ちの方	

上落合中央・三丁目地区
これまでのあゆみと今後の予定



まちづくりガイドラインの改定に関する アンケート調査結果のご報告

配布数：6144通
回答数：354通
回収率：5.8%

まちづくりの会では、令和元年11月から12月にかけて、まちづくりガイドラインの改定に関するアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果は以下のとおりです。ご協力いただきありがとうございました。

■まちづくりの基本方針について、 以下のように修正することを検討しています。

修正前

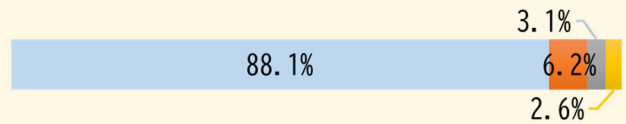
共に生活する住民が一致団結して、
わがまちを被災ゼロのまちにしたい



修正後

共に生活する住民が一致団結して、
わがまちを被災ゼロの**住みよい**まちにしたい

■ 良いと思う ■ 修正は必要ない ■ その他 ■ 無回答

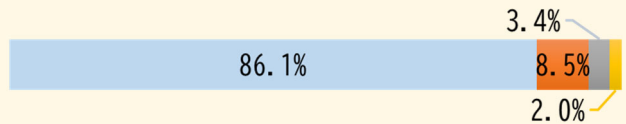


■まちづくりガイドラインのルールについて、新たに 以下のルールを追加することを検討しています。

ルール

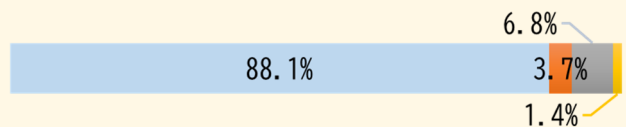
集合住宅には、管理業者名や連絡先について、
第三者が分かる位置に掲示してください。

■ 良いと思う ■ 追加は必要ない ■ その他 ■ 無回答



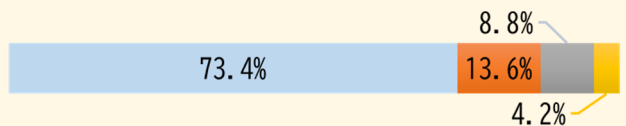
ルール

当地区で民泊を営む場合は、
近隣住民とのトラブルが発生しないように、
宿泊時のルールを明確に定めてください。



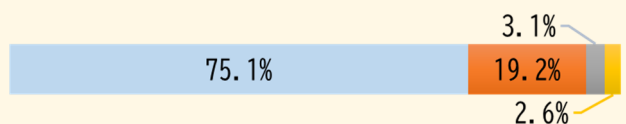
ルール

集合住宅を建築する場合は、1住戸当たりの
専有面積を18㎡以上としてください。



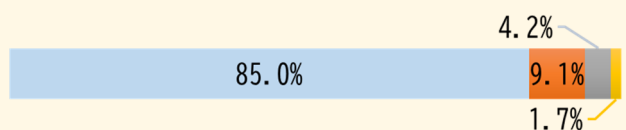
ルール

新たに建物を建築する場合、外観は
派手な色使いを避け、周辺の街並みや
景観に配慮するよう努めてください。



ルール

新たに建物を建築する場合、建物の高さ等
については、周囲の住環境が損なわれることが
ないように、十分に配慮してください。



まちづくりの会の開催報告（令和元年9月18日開催）

前回のまちづくりの会には、計16名の方にご参加いただきました。当日は、新たに追加を検討するルールの具体的な内容やまちづくりガイドライン改訂版の構成について、意見交換を行いました。



■お問合せ先

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎 8階
新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課 担当：櫻井・川上・多久田
TEL：03-5273-3843（直通） FAX：03-3209-9227

上落合中央・三丁目地区の
まちづくりの情報は、区の
ホームページからご覧にな
れます！

